

個人情報(要配慮個人情報含む)の取得並びに提供に関する同意書

私は、独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター(以下「センター」という。)が私の個人情報(要配慮個人情報である医療情報等を含む。以下同じ。)を取得するにあたって、下記の事項についてセンターより説明を受けました。

つきましては、下記事項を了承しましたので、私の個人情報を提供することに同意いたします。

年 月 日

氏名 _____

記

- センターは、私と事業者との間の治療と仕事の両立に関する調整支援(個別調整支援)を実施するために、私の個人情報を取得し、その情報を労働者健康安全機構が実施する産業保健活動総合支援事業の改善のための基礎資料として利用するほか、事例検討等に利用すること。(詳しい保護方針はセンターホームページに掲載しているプライバシーポリシーをご覧ください。)
但し、次の場合は、1及び2で取得した個人情報を第三者に利用、提供する場合があること。
 - (1) 第三者に利用又は提供を行う旨を予め明示し、私の同意を事前に得ている場合
 - (2) 法令の定めにより利用又は提供が必要な場合
 - (3) 人(法人を含む。)の生命、身体、財産の保護のために利用又は提供が必要な場合又は公衆衛生の向上のために特に必要な場合であって、事前に同意を得ることが困難な場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、私の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- センターは、個人情報の内容の正確性を保つため、利用目的の達成に必要な範囲内で正確、かつ最新の個人情報を取得することがあること。
- センターは、個人情報の提供は事前に私の同意を得ることなく、第三者に提供しないこと。
- センターに提供した個人データについての利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除、利用の停止、消去または第三者提供の停止、第三者提供記録の開示(以下「開示等」という)の請求や苦情・相談(開示等に関わるものも含む)については、下記の間合わせ先まで申し出ること。
- センターは、取得した個人情報を独立行政法人労働者健康安全機構個人情報保護規程等に基づき、取扱いに細心の注意を持って適切な管理に努めること。
- 上記の情報に係る管理責任者はセンター所長であること。
- センターの個人情報保護管理者は、副所長であること。

問合せ先 茨城産業保健総合支援センター (電話 029-300-1221)

個別調整支援実施に係る同意書

私は、独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）が実施する治療と仕事の両立支援のための個別調整支援（以下「個別調整支援」という。）について、説明を受け十分に理解しました。

よって、以下の点について同意します。

- 1 センターによる個別調整支援を受けるために、私と私が所属する事業者の同意が必要であること。
- 2 個別調整支援に必要となる私の健康情報を含む個人情報、センターへ提供すること。
- 3 センターは、2の私の個人情報について、個別調整支援に必要な範囲で不明点を主治医等に問い合わせ回答を得るほか、私が了承する範囲内で事業者を確認する場合があること。
- 4 センターは、2で取得した私の個人情報について、産業保健活動総合支援事業の改善のための基礎資料として利用するほか、事例検討等に利用する場合があること。
- 5 私の復職等や両立支援に係る就業上の措置等の判断は事業者が責任をもって行うものであること。私が所属する事業場に産業医等の産業保健スタッフがいない場合であっても同様であること。
- 6 センターは、個別労働紛争等（ハラスメント等）に対して、具体的な助言・指導は行わないこと。
- 7 個別調整支援中に、以下の状況となった場合は、支援を中断又は中止する場合があること。
 - (1) 個別調整支援開始後に病状が変化する等により、就業継続又は復職が困難と主治医等が判断した場合
 - (2) センターとの面談に応じない場合（私との連絡が理由なく14日以上取れなくなった場合を含む。）
 - (3) 私が主治医の指示に従わない場合
 - (4) 私又は事業者の協力が途中で得られなくなった場合
 - (5) その他、個別調整支援の継続が困難であるとセンターが判断した場合
- 8 センターは、事業者が作成する労働者に係る両立支援プラン・職場復帰支援プランの策定を支援するものであり、プランの策定主体は事業者であること。
- 9 個別調整支援は8のプラン等の策定をもって一区切りとすること。
- 10 センターが実施する個別調整支援を受けることは、その結果について何ら成果を約束するものではないことを理解し、仮に調整がまとまらない等、私の希望に沿った結果が得られなかった場合でも、センターに対し一切の責任追及を行わないこと。

年 月 日

事業場名

氏名

個別調整支援実施に係る同意書

私は、独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）が実施する治療と仕事の両立支援のための個別調整支援（以下「個別調整支援」という。）を当事業場の（ ）が受けることについて、説明を受け十分に理解しました。よって、以下の点について同意します。

- 1 センターによる個別調整支援を受けるために、労働者本人と事業者の同意が必要であること。
- 2 センターは、事業者が個別調整支援を実施するために必要な情報の提供を依頼する場合があります。
- 3 センターは、2の情報を含む個別調整支援で得られた情報について、産業保健活動総合支援事業の改善のための基礎資料として利用するほか、事例検討等に利用する場合があります。
- 4 個別調整支援を受ける労働者の復職等や両立支援に係る就業上の措置等の判断は、事業者が責任をもって判断するものであること。当事業場に産業医等の産業保健スタッフがいない場合であっても同様であること。
- 4 センターは、個別労働紛争等（ハラスメント等）に対して、具体的な助言・指導は行わないこと。
- 5 個別調整支援中に、以下の状況となった場合は、支援を中断又は中止する場合があります。
 - (1) 労働者について、個別調整支援開始後に病状が変化する等により、就業継続又は復職が困難と主治医等が判断した場合
 - (2) センターとの面談に労働者が応じない場合（理由なく、センターが労働者と14日以上連絡が取れない場合を含む。）
 - (3) 労働者が主治医の指示に従わない場合
 - (4) 労働者又は事業者の協力が途中で得られなくなった場合
 - (5) その他、個別調整支援の継続が困難であるとセンターが判断した場合
- 6 センターは、事業者が作成する労働者に係る両立支援プラン・職場復帰支援プランの策定を支援するものであり、プランの策定主体は事業者であること。
- 7 個別調整支援は6のプラン等の策定をもって一区切りとすること。
- 8 センターが実施する個別調整支援を受けることは、その結果について何ら成果を約束するものではないことを理解し、仮に調整がまとまらない等、労働者及び事業者の希望に沿った結果が得られなかった場合でも、センターに対し一切の責任追及を行わないこと。

年 月 日

事業場名

役職

氏名